

	<p>本日も、何件か件目が出ておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
教育委員長	<p>それでは議事に入ります。初めに御教議第36号「平成26年度（平成25年度事業対象）御殿場市教育委員会自己点検・評価報告書について」を議題といたします。説明をお願ひいたします。</p>
教育総務課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第36号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書2ページをお開きください。（議案書朗読）</p> <p>内容の説明をさせていただきます。資料「御殿場市教育委員会自己点検・評価報告書」の1ページをお開きください。1行目から5行目にもありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成19年度に改正され、教育委員会は毎年その権限に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しこれを議会に提出するとともに内容を公表することとなりました。</p> <p>また、下段の枠内にありますが法第27条第2項において点検及び評価を行うにあたりましては、学識経験者の知見活用を図るとされています。そこで、本年の8月14日に平成25年度の評価結果に対する意見を伺う場として、御殿場市教育委員会管理及び執行に関する懇話会を開催し、3名の学識経験を有する方に出席をいただき事務に対してのご意見をいただき点検・評価報告書を作成いたしました。</p> <p>2ページをお開き下さい。このページの一番下に委員のお名前を記載しております。今年度は委員就任後2年目ですのでお二人は昨年度と同じ、お一人は新しく残任期間を務めていただくということでお願ひしたものであります。</p> <p>3ページをお願ひいたします。このページから12ページまでが御殿場市教育委員会自己点検・評価シートとなります。内容といたしましては、2ページの一番上にありますが点検・評価の方法ということで教育委員会の事業を、大項目で教育委員会の活動、教育委員会が管理・執行する事務、教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の3つに分けました。あと、中項目と小項目と分けまして細事業ごとに自己点検・評価を行ったものになります。</p> <p>また、3ページの1番上に達成度といたしまして4段階、AからDまで、今後の方向性といたしまして拡大から完了まで7段階としております。</p> <p>13ページをお願ひいたします。このページから15ページまでが懇話会委員の方の意見をまとめたものになります。主な意見とい</p>

	<p>たしましては、定例教育委員会をできるだけ傍聴していただくため広報の仕方、会場設定等を見直したらどうか、またいじめに対する取り組みの状況、学力学習状況調査の公表について等でした。</p> <p>また、16ページに以上の意見等をまとめた総合評価を記載しております。</p> <p>詳しい内容につきましては、後程、本報告書をご覧になっていただきたいと思います。なお、今後の予定であります、11月5日の福祉文教委員会協議会に報告した後、市のホームページでこの内容につきまして公表する予定となっております。</p> <p>説明は以上となります。</p>
教育委員長	<p>ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p>一つよろしいでしょうか。9ページの③の人づくり・地域づくり活動の充実について、前回もCだったのですが好転する可能性はあるのでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>Cとしておりますのは、やはり社会教育的団体の育成がなかなか出来ていないという事だと思います。行政としてどこまで引っ張れるかという部分もあるかと思いますが、基本的には地区それぞれでの活動が活発な中で、あまり行政が引っ張るというよりは地区それぞれでやって頂くという事も重要であると考えています。</p> <p>評価としてはCではありますが、行政として取り組む部分でありますので、地域活動がCであるという事にはならないと思います。ただ、婦人会活動であれば青年団体であるとかそういった部分についてもっと力を入れていくべきであるということで、Cとしているという事であります。</p>
教育委員長	<p>こうした場合、主要施策の内容を変えるという事はできないでしょうか。</p>
社会教育課長	<p>やはりこれで良いとは思っていない中で、課題として考えていきたいという事もあるかと思いますが、市として十分やっているというA評価という事も可能かとは思いますが、確実に社会教育的団体が縮小傾向にある事はあると思いますので、課題として挙げていくべきと考えます。</p>
教育総務課長	<p>社会教育課長が申しあげました通り、内容を見直すという事は可能であります。ただ、評価が低いから見逃すというよりも評価指標を考えるなり、内容を見る中でどういう評価をするというのは行政の達成度になりますのでその辺、来年度に向けて検討したいと考えております。</p>

教育委員長	他に質疑はございますでしょうか。他に質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第36号「平成26年度(平成25年度事業対象)御殿場市教育委員会自己点検・評価報告書について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第37号「御殿場市文化財保存等事業費補助金交付要綱の制定及び御殿場市文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正について」を議題といたします。説明をお願いいたします。
社会教育課長	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>まず、要綱の制定と規則改正の背景について、概要を説明いたします。本日お配りした資料1、交付要綱の概要をご覧ください。</p> <p>新規要綱の設置という事になります。設置の目的と管理責任ですが、文化財の修繕にあたりましては、本来は所有者・管理者がその費用を負担することになります。しかし、貴重な文化財の価値を保全するために、国・県・市では色々な形で補助を行ってきているところです。</p> <p>この度、雪の影響で深沢城跡の一部土手が崩落し、多額の修繕費を要することになりました。県と協議した結果、県の補助を受けられる見込みとなりました。</p> <p>市では、従前も、文化財修繕にあたり補助を行ってきておりますが、その案件ごと決裁を受けて補助してきました。今回、これを機として、要綱として基準を整備したいというものです。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。こちらが新規交付要綱でございます。第5条の表をご覧ください。こちらが、具体的な補助率を規定したものです。国指定の場合、県指定の場合それぞれ保存事業と管理事業に分かれておりますが、これは実際には県の補助要綱と内規に合わせたものです。</p> <p>ここでいう保存事業は、一般的な修繕等を言います。管理事業は、防災施設点検等を指しております。</p> <p>文化財には、国や県指定の場合と、市指定の場合があります。国や県補助の場合は国が2分の1を出したのに対して県は2分の1を補助する、いわゆる随伴を基本としております。これにつきましては近隣市町でも同様の対応をしております。一定分については、所有者の負担を求めています。</p> <p>具体的な第5条の表の補助率を分かりやすくしたものが、資料1</p>

	<p>の3、事業費負担割合のイメージとなります。</p> <p>所有者の負担を見ていただきたいのですが、例えば国指定文化財の保存事業は6分の1を負担するという事になります。国・県・市指定で、所有者負担は徐々に高くなります。また、国指定・県指定分は、最終的な所有者負担と市負担は同額となります。</p> <p>一番下の市指定文化財につきましては、色々と検討しましたが近隣との状況なども鑑みて、また、文化財の保全に対する市の姿勢として市の補助分を3分の2としました。なお、実際に指定している市指定文化財の種類などから、上限は10,000千円としました。</p> <p>文化財の補助金に関しましては従前も行ってきましたが、ここでしっかりとした基準を定めたいというものでございます。</p> <p>また、議案書の4ページになります。こちら、御殿場市文化財の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、新たな補助金要綱の整備に合わせまして、従前、規則に規定されていた文化財の修繕の補助に関する部分を削除すること、また、現在の例規規準に合わせて“毀損”など一部文言を現在使用している用語に改めるという事で、文言の整理という事でございます。</p> <p>議案書の5ページから20ページは新旧対照表となります。</p> <p>なお、規則改正及び要綱は、今後、例規審査等あります関係で、若干の文言訂正が入る場合があります。また、規則改正は教育委員会告示、要綱は市長告示となる予定です。説明は以上となります。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、御教議第37号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p> <p>細かい事になりますが、申請書等色々な様式がありますが、日付は和暦でしょうか、それとも西暦でしょうか。</p>
社会教育課長	公文書に関しましては、和暦を記入するようになっています。
教育委員長	その場合、先に申請書に「平成」とつけておくのはどうでしょうか。
社会教育課長	年号が代わった場合の対応が必要となってきます。
教育委員長	他に質疑はございますか。他に質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第37号「御殿場市文化財保存等事業費補助金交付要綱の制定及び御殿場市文化財の保護に関する条例施行規則の一部改正について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第38号「平成26年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係

	者以外は退席願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました、御教議第38号につきまして、内容説明をいたします。お手元の議案書33ページをお開きください。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>今回、認定のご審議をお願いいたしますのは、平成26年度就学援助の申し出がありました4人で、新規の申し出であります。</p> <p>具体的な内容につきましては、後ほど担当者から説明させますが、認定理由は、準要保護で児童扶養手当を受給している世帯の者1人、保護者の職業が不安定の世帯の者1人、保護者の生活状態が悪い世帯の者2人となっております。</p> <p>提案にあたりましては、学校教育法、就学援助法、御殿場市認定要領、その他関係法令に基づいておりますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。</p>
学校教育課 課長補佐	<p>それでは、内容について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の申請は小学生3人、中学生1人の計4人でございます。</p> <p>それでは、申請者一覧表にもとづき順次、ご説明申し上げます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わりいたします。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。</p>
教育委員長	<p>ただ今、内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質 疑)	
教育委員長	<p>質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。</p>
(異 議 な し)	
教育委員長	<p>ご異議がないようですので、御教議第38号「平成26年度特別支援教育就学奨励費について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
(秘密会を解く)	
教育委員長	<p>それでは、秘密会を解いて会議を続行します。事務局から何かございますか。</p>

教育委員長	<p>他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 10月定例会を閉会といたします。</p> <p style="text-align: right;">午後1時40分閉会</p>
会議録署名人	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">3番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">5番委員 _____</p>